

令和 4 年度 北海道支部事業計画（具体的施策）

令和 4 年度事業計画（案）の一部変更について

全国健康保険協会運営委員会（第 115 回）
[令和 4 年 1 月 27 日開催] 資料 6

新（令和 4 年度）	旧（令和 3 年度）
<p>① 第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈 I、II、III〉 iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何を行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図り、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、<u>事業所カルテの積極的な活用など</u>、協会けんぽによる事業所支援等を<u>更に</u>拡充する。 ・ 健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、新たなポピュレーションアプローチについて検討する。 ・ 保険者として、<u>事業所や産業保健総合支援センター</u>等と連携したメンタルヘルス予防対策を<u>推進</u>する。 <p>【重要度：高】</p> <p><u>超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。</u></p> <p style="text-align: center;">■ KPI：健康宣言事業所数を <u>64,000 事業所</u>以上とする</p>	<p>① 第 2 期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈 I、II、III〉 iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康宣言について、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何を行うか）の観点から、宣言項目として必ず盛り込む内容や、事業所カルテに示すべき項目等の標準化を図り、家族を含めた事業所における健康づくりを推進するため、協会けんぽによる事業所支援等を拡充する。 ・ 健康教育（身体活動・運動や食生活・栄養）を通じた若年期からのヘルスリテラシーの向上を図るため、新たなポピュレーションアプローチについて検討する。 ・ 保険者として、<u>事業所等と連携したメンタルヘルス予防対策の推進に努める。</u> <p style="text-align: center;">■ KPI：健康宣言事業所数を <u>57,000 事業所</u>以上とする</p>

新（令和4年度）	旧（令和3年度）
<p>③ ジェネリック医薬品の使用促進<Ⅱ、Ⅲ></p> <p><課題分析></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部間格差を解消するため、協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。 <p><医療機関・薬局へのアプローチ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、支部における個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。 <p><加入者へのアプローチ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。 ・ 本部及び支部において、都道府県や日本薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。 <p><その他の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部において、重点的に取り組むべき支部を特定し、特にそれらの支部において<u>上記の各種取組を効果的に実施できるようバックアップする。</u> ・ ジェネリック医薬品の安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進していることや<u>ジェネリック医薬品の供給状況</u>を確認しつつ、使用促進に向けて、医療保険制度や診療報酬上の課題等について、国の審議会等において積極的に意見発信する。 <p>【重要度：高】</p> <p><u>「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。</u></p> <p>■ KPI：<u>全支部でジェネリック医薬品使用割合(※)80%</u>という目標に向けて、年度末の目標値を支部ごとに設定する。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が 80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする。</p> <p>※ 医科、DPC、歯科、調剤</p>	<p>③ ジェネリック医薬品の使用促進<Ⅱ、Ⅲ></p> <p><課題分析></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部間格差を解消するため、協会で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」により重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。 <p><医療機関・薬局へのアプローチ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協会で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、支部における個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。 <p><加入者へのアプローチ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。 ・ 本部及び支部において、都道府県や日本薬剤師会、他の保険者等と連携した取組を実施する。 <p><その他の取組></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本部において、重点的に取り組むべき支部を特定し、バックアップする。 ・ ジェネリック医薬品の使用促進に向けて、医療保険制度や診療報酬上の課題等について、国の審議会等において積極的に意見発信する。 <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合(※)80%という目標に向けて、年度末の目標値を支部ごとに設定する。ただし、ジェネリック医薬品使用割合が 80%以上の支部については、年度末時点で対前年度以上とする。</p> <p>※ 医科、DPC、歯科、調剤</p>

令和4年度 北海道支部の基本方針

I .北海道支部経営方針

加入者の利益実現のため、ナンバーワン保険者として、誇りと責任を持って行動する

II .北海道支部事業運営方針

1. 第5期保険者機能強化アクションプラン（3年）の中間年として、ステップする大事な年度であり、目標に向かってチャレンジしていく
2. 職場環境の変化（コロナ禍・制度改正・次期システム導入・事務所移転等）に対し、一人一人が責任ある対応をする
3. 協会けんぽの事業が加入者に理解されて、満足感を与えているか、常に問題意識を持って取組む
4. 事務処理の厳格化（正確・迅速に、検証は最後の砦）図る

令和4年度 北海道支部事業計画（具体的施策）

I. 基盤的保険者機能関係・・・5頁

1. 健全な財政運営
2. サービス水準の向上
3. 限度額適用認定証の利用促進
4. 現金給付の適正化の推進
5. 効果的なレセプト内容点検の推進
6. 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化
7. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進
8. 被扶養者資格の再確認の徹底
9. オンライン資格確認の円滑な実施
10. 業務改革の推進

II. 戦略的保険者機能関係・・・13頁

1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈I. II. III〉
 - i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上
 - ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上
 - iii) 重症化予防対策の推進
 - iv) コラボヘルスの推進
 - v) 北海道支部独自の保健事業（喫煙対策）の推進
2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈I. II. III〉
3. ジェネリック医薬品の使用促進〈II. III〉
4. インセンティブ制度の着実な実施〈I. II. III〉
5. 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信〈II. III〉
 - i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信
 - ii) 医療提供体制に係る意見発信
 - iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信
 - iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

6. 調査研究の推進〈I. II. III〉
 - i) 支部による医療費分析
 - ii) 外部有識者を活用した調査研究の実施
 - iii) 調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信

III. 組織・運営体制関係・・・24頁

人事・組織に関する取組

1. 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置
2. 人事評価制度の適正な運用
3. OJTを中心とした人材育成

内部統制に関する取組

1. リスク管理
2. コンプライアンスの徹底

その他の取組

1. 費用対効果を踏まえたコスト削減等

IV. 令和4年度北海道支部重要業績指標（KPI）一覧表

・・・27頁

I . 基盤的保險者機能關係

令和 4 年度北海道支部事業計画（具体的施策）案

I. 基盤的保険者機能関係

適用・徴収業務、給付業務等の基盤的業務を適正かつ迅速に行うとともに、サービス水準を向上させ、さらに業務の標準化、効率化、簡素化の取組を進める。また、健全な財政運営に努める。

1. 健全な財政運営

(1) 評議会における保険料率に関する議論

・中長期的な視点による健全な財政運営に資するため、支部評議会において丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。

(2) 保険財政に関する周知広報

・今後、厳しさが増すことが予想される協会の保険財政について、加入者や事業主にご理解いただくため、支部定期広報媒体（ホームページ、メールマガジン、納入告知書同封チラシ、健康保険委員広報紙、北海道社会保険協会発行の広報紙等）のほか、web 広告や Twitter 等 SNS を最大限活用し、協会決算や今後の見通しに関する情報発信を行う。

(3) 各審議会等の協議の場における意見発信

・北海道医療審議会、北海道国民健康保険運営協議会、道民の健康づくり推進協議会、北海道保険者協議会等の協議の場において、北海道民の医療費適正化や健康度の向上等の推進に資する意見発信を行う。

【重要度：高】

協会けんぽは約 4,000 万人の加入者、約 240 万事業所の事業主からなる日本最大の医療保険者であり、また、被用者保険の最後の受け皿として、健康保険を安定的に運営するという公的な使命を担っている。そのため、安定的かつ健全な財政運営を行っていくことは、重要度が高い。

【困難度：高】

協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造にあることや、高齢化の進展により、高齢者の医療費が今後も増大し、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等により、今後も楽観を許さない状況である。

このような状況を踏まえた上で、運営委員会等で十分な議論を重ね、加入者や事業主の理解や協力を得て平均保険料率等を決定していくことが、安定的かつ健全な財政運営を将来に渡り継続していくために極めて重要であり、困難度が高い。

2. サービス水準の向上

(1) サービススタンダード 100%の遵守

- ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を、日々の進捗状況確認を徹底し、遵守する。

(2) 郵送による申請の促進

- ・加入者及び事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進するため、「全ての申請書は郵送で提出できること」のほか、「届書・申請書作成支援サービス」及び「限度額適用認定証に関するチャットボット」の更なる利用促進に向けて、支部定期広報媒体やSNSを活用した広報を行う。

(3) お客様満足度の向上

- ・お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見や苦情等から支部の課題を見だし、迅速に対応する。
- ・CS（Customer Satisfaction）向上委員会の開催及び外部講師による電話対応研修を実施し、接遇品質の向上を図る。

- KPI: ① サービススタンダードの達成状況を 100%とする
- ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を 95.5%以上とする

3. 限度額適用認定証の利用促進

- ・オンライン資格確認の進捗状況も踏まえつつ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報並びに地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなどにより利用促進を図る。
- ・地域の医療機関窓口への申請書配置にあたっては、入院病床のある医療機関に加え、高度な医療を提供する入院病床のない医療機関等へも配置を依頼する等、多くの加入者に利用促進が図れるよう、戦略的に進めていく。
- ・また、医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、支部定期広報媒体やSNSを活用し、積極的に周知を図る。
- ・オンライン資格確認の普及について、随時把握のうえ、入院病床のある医療機関などへの普及率が高まった際には、既存の申請書配置や広報の在り方についても検討していく。

4. 現金給付の適正化の推進

(1) 業務処理手順の標準化の徹底

- ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。

(2) 傷病手当金と障害年金等との併給調整の適正履行

- ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。

(3) 傷病手当金等の適正給付の推進

- ・不正の疑いのある事案については、重点的な審査を行うとともに、支部において、保険給付適正化プロジェクト会議を効果的に活用し、疑義が生じた場合は、事業主への立入検査を積極的に行う。

5. 効果的なレセプト内容点検の推進

(1) 査定率の向上につながる内容点検の実施

- ・レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、効果的なレセプト点検を推進するとともに、内容点検の質的向上を図り、査定率及び再審査レセプト1件当たり査定額の向上に取り組む。
- ・さらに、再審査査定結果等からレセプト点検員の個々の特性（強み・弱み）を分析し、特性に合わせた効率的な点検を実施する。

(2) 社会保険診療報酬支払基金北海道支部との情報共有

- ・社会保険診療報酬支払基金北海道支部とシステムのチェック観点を突合し、同基金北海道支部のシステムには設定されていない点検事項の観点に関する情報を提供する等、同基金北海道支部における一次審査の効率化の推進に寄与するとともに、支部が実施する二次審査との差別化を図る。

(3) 社会保険診療報酬支払基金改革を踏まえた対応

- ・社会保険診療報酬支払基金の「支払基金業務効率化等・高度化計画」に基づく支払基金改革の進捗状況及び審査支払新システムの導入効果等を踏まえ、支部における今後のレセプト点検の方向性等について随時検討する。

(4) 資格及び外傷点検の効果的な実施

- ・システムを最大限活用し、迅速・確実な点検を実施する。特に資格点検についてはオンライン資格確認等システムを利用した点検の効果等を検証し、より効率的・効果的な点検を図る。
- ・日々の業務進捗状況や業務量の多寡等の状況を踏まえた、効率的かつ柔軟な業務処理体制の構築を図る。

【困難度：高】

社会保険診療報酬支払基金と連携して、コンピュータチェックによる審査等の拡大を含め、効果的なレセプト点検の推進に努めてきた。また、社会保険診療報酬支払基金では、医療機関等が保険診療ルールに則した適正な電子レセプトを作成できるように、コンピュータチェックルールの公開範囲を拡大してきた※。そのような中で、社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率は既に非常に高い水準に達しているところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

※電子レセプトの普及率は98.8%（2020年度末）となっており、査定する必要のないレセプトの提出割合が増加している。

- KPI：①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率（※）について前年度以上とする。
（※） $\text{査定率} = \frac{\text{レセプト点検により査定（減額）した額}}{\text{協会けんぽの医療費総額}}$
②協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする。

6. 柔道整復施術療養費等における文書照会の強化

(1) 柔道整復施術療養費について、患者照会に関する照会業務の強化

- ・多部位（施術箇所が3部位以上）かつ頻回（施術日数が月15日以上）の申請や、負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼ばれる過剰受診、柔道整復施術審査委員会において疑義が生じた事案について、加入者に対する文書照会を強化する。
- ・なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。

(2) 施術管理者に対する照会業務の強化

- ・請求内容が作為的な申請が生じた場合は、「面接確認委員会」を開催し、施術管理者に対し面接確認を実施する。
- ・また、施術管理者に対する指導権限を持つ北海道厚生局に対し、不正が疑われる事案等については情報提供を行う。

(3) 適正受診に関する周知広報

- ・支部定期広報媒体及びSNSを活用した広報を行う。

(4) あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費における、審査手順の標準化

- ・あんまマッサージ指圧・はりきゅう施術療養費について、医師の同意書の確認や長期施術者等に対する文書照会など、審査手順の標準化を推進する。
- ・厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。

- KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について
対前年度以下とする

7. 返納金債権発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進

(1) 保険証回収業務の強化

- ・日本年金機構の資格喪失処理後、早期に保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。

(2) 保険証の確実な回収に向けた事業所に対する周知

- ・未返納の多い事業所データ等を活用し、事業所等へ資格喪失届への保険証添付及び保険証の早期返納の徹底を周知する。

(3) 債権管理業務の効率化・回収業務の推進

- ・債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。

【困難度：高】

事業主が資格喪失届に添付して返納することが原則とされている保険証を早期に回収するためには、当該届出先である日本年金機構と連携した取組の強化が不可欠である。また、社会保険関連手続の電子化が推進されており、保険証を添付できない電子申請による届出の場合の保険証の返納方法（郵送時期）等について、事業主の事務負担の軽減等を図る必要がある。そのような中で、電子申請による届出の場合の保険証の返納（協会への到着）は、資格喪失後1か月を超える傾向にあり、今後、電子申請による届出が更に増加することが見込まれることから、KPIを達成することは、困難度が高い。

また、令和3年10月から、これまで保険者間調整※1により返納（回収）されていた返納金債権の一部について、レセプト振替サービス※2の利用が可能となった。これにより、保険者間調整が

減少することで、資格喪失後受診に係る返納金債権の発生率及び回収率ともに低下することが見込まれるところであり、KPIを達成することは、困難度が高い。

※1 資格喪失後受診に係る返納金債権を、債務者（元被保険者）の同意のもとに、協会と国民健康保険とで直接調整することで、返納（弁済）する仕組み。（債務者の返納手続き等の負担軽減が図られる。）

※2 社会保険診療報酬支払基金において資格喪失後受診に係るレセプトを資格が有効な（新たに資格を取得した）保険者に、振替える仕組み。

- KPI：① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後 1 か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする
- ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を 対前年度以上とする

8. 被扶養者資格の再確認の徹底

（1）被扶養者資格の再確認の実施

- ・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。

（2）未提出事業所に対する提出勧奨の強化

- ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への文書及び電話勧奨を行う。

（3）未送達事業所に対する調査

- ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。

- KPI：被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 93.4%以上とする

9. オンライン資格確認の円滑な実施

- ・「保険者におけるマイナンバーカードの取得促進策等（令和元年9月3日デジタル・ガバメント閣僚会議にて公表）」等に基づき、国が進めるマイナンバーカードの健康保険証としての利用の推進に協力する。

10. 業務改革の推進

(1) 業務の標準化・効率化・簡素化の推進

- ・現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。
- ・また、職員による業務改善提案及び他支部の好事例を収集のうえ、他の業務についても改善を行う。

(2) 生産性の向上の推進

- ・職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。
- ・また、職員の知識レベルや処理速度を踏まえた育成計画を策定するとともに、OJTを中心とした多能化の推進を図る。
- ・さらに、定期的に担当業務の見直しを行うことにより、職員のスキル向上を図る。

【困難度：高】

業務改革の推進は、基盤的保険者機能の全ての施策を推進するにあたっての基礎、土台となるものであり、基盤的保険者機能を盤石なものとするための最重要項目である。また、業務処理の標準化・効率化・簡素化を推進するとともに、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を実現するためには、職員の多能化を図るとともに、生産性を意識した意識改革の推進が不可欠である。なお、業務のあり方を全職員に浸透・定着させるには、ステップを踏みながら進める必要があり、多くの時間を要することから、困難度が高い。

II. 戰略的保險者機能關係

II. 戦略的保険者機能関係

【戦略的保険者機能の発揮により実現すべき目標】

- I 加入者の健康度の向上
- II 医療等の質や効率性の向上
- III 医療費等の適正化

1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施〈I、II、III〉

- ・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。
- ・「特定健診・特定保健指導データ分析報告書」や「支部別スコアリングレポート」等の分析ツールを用いて、第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）のPDCAサイクルを効果的・効率的に回し、取組の実効性を高める。

i) 特定健診実施率・事業者健診データ取得率等の向上

(1) 被保険者の特定健診実施率の向上

- ・特定健診実施率の向上に向けて、従来の受診勧奨に加え、健診・保健指導カルテ等の活用により、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所や地域、業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。
- ・新規適用事業所への文書や電話勧奨のほか、受診が確認できない被保険者への勧奨を実施する。
- ・事業所や加入者の受診状況やニーズを把握し、生活習慣病予防健診実施機関がない地域の新規契約機関の拡大に向けた交渉を進める。

(2) 被扶養者の特定健診実施率の向上

- ・被扶養者の特定健診実施率の向上に向けて、市との協定締結を進めるなど地方自治体との連携を推進し、がん検診との同時実施等の拡大を図るとともに、協定締結自治体との具体的な取り組みについて調整を進める。
- ・被扶養者の特定健診や特定保健指導の大半を占める、協会けんぽ主催の無料健診について、これまでの実施結果分析に基づき、開催地域や開催時期を見直し、受診者数の増加を図る。

(3) 事業者健診データ取得率の向上

- ・事業者健診データの取得促進に向けて、北海道労働局、北海道厚生局、北海道との連名文書による提供依頼を実施する。
- ・事業者健診データの提供が進んでいない大規模事業所や、データ作成契約締結済の健診実施機関で受診している事業所を中心に、事業者健

診データの提供に向けて集中的に勧奨を実施する。

- ・事業者健診データ作成契約機関数の拡大に向けて、取得済同意書の分析等により、効果的な契約勧奨を実施する。
- ・事業者健診データの新たな提供・運用スキームについて、円滑な運用に向けて、健診実施機関と連携し、導入時の課題や対策の検証を進める。

【重要度：高】

健康保険法において、保険者は被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うとされている。また、特定健康診査の実施は高齢者の医療の確保に関する法律により、保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（65%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

近年、日本年金機構の適用拡大等により、健診受診率の算出の分母となる対象者数が、第三期特定健診等実施計画の当初の見込みを超えて大幅に増加しており、分子となる健診受診者を大幅に増加させる必要があることから、困難度が高い。

- KPI：① 生活習慣病予防健診受診率を 53.3%以上とする
- ② 事業者健診データ取得率を 11.9%以上とする
- ③ 被扶養者の特定健診受診率を 34.4%以上とする

ii) 特定保健指導の実施率及び質の向上

(1) 被保険者の特定保健指導実施率の向上

- ・健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診・保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施をより一層推進する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、情報通信技術を活用すること等により、引き続き特定保健指導対象者の利便性の向上を図る。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染防止や特定保健指導対象者の利便性向上の観点から、面談指導に情報通信技術を活用する。
- ・特定保健指導実施率が高い実施機関の取り組み事例（好事例）を収集した「好事例集」を作成し、実施機関に配付するほか、実施機関の保健指導者を対象とした「保健指導者合同研修会」にて共有化を図ることにより、実施機関全体の実施率の底上げを図る。
- ・健診当日型の特定保健指導の実施拡大に向けた要請の強化、外部委託機関数の増加に向けた未契約機関への勧奨を強化する。

(2) 被扶養者の特定保健指導実施率の向上

- ・全ての無料健診会場において、情報通信技術も活用しながら、特定保健指導対象者への確実な特定保健指導を実施する。

(3) 特定保健指導の質の向上

- ・ 支部保健指導者や外部委託機関の保健指導者を対象とした研修会や説明会を開催し、中断率改善や情報通信技術を活用した面談時の工夫など、保健指導者間の好事例の共有を図る。

【重要度：高】

特定保健指導を通じて、生活習慣病の発症予防に取り組むことは、加入者のQOLの向上の観点から重要である。また、特定保健指導の実施は、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に実施が義務付けられ、かつ、実施率については、国の指針において、2023年度の目標値（35%）が示されており、重要度が高い。

【困難度：高】

健診受診者の増加に伴い、分母の特定保健指導対象者数が第三期特定健診等実施計画の見込みを超えて大幅に増加しており、当初の予定より分子となる特定保健指導実施者数を大幅に増加させる必要があることから、目標を達成することは極めて困難である。

なお、特定保健指導業務の中核を担う保健師の採用については、大学のカリキュラムが選抜制等になったことにより、新たに保健師資格を取得する者が減少しており、困難度が高い。

- KPI：①被保険者の特定保健指導の実施率を 26.0%以上とする
②被扶養者の特定保健指導の実施率を 27.7%以上とする

iii) 重症化予防対策の推進

(1) 未治療者に対する受診勧奨の推進

- ・ 未治療者に対する受診勧奨を確実に実施するとともに、現役世代の循環器疾患の重症化予防対策として、LDLコレステロール値に着目した受診勧奨を実施する。
- ・ 健診受診当日または後日に、健診受診機関より要検査に該当する者への受診勧奨を実施する。また、確実な受診につなげるために事後の受診確認を実施する。

(2) 糖尿病性腎症に係る重症化予防事業の推進

- ・ 支部保健指導者が実施する特定保健指導に併せて、訪問先事業所の受診勧奨基準該当者へ受診勧奨を実施する。
- ・ 各地域で取り組んでいる慢性腎臓病（CKD）重症化予防の取り組みについて、連携協力体制に保険者として参画し、事業所や加入者への勧奨等を行う。

【重要度：高】

要受診者を早期に医療機関に結び付けることは、糖尿病等の生活習慣病の重症化を防ぎ、加入者のQOLの向上を図る観点から、重要度が高い。

- KPI：受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を 12.4%以上とする

iv) コラボヘルスの推進

(1) 健康宣言基本モデルの標準化

・本部から示された「健康宣言における、宣言からフォローアップまでのプロセス（どのような手順で行うか）及びコンテンツ（何を行うか）の標準化の観点から、見直しを行った宣言項目等について、リーフレット・広報媒体を活用した周知ならびに適切な運用を図る。

(2) 宣言事業所数の拡大

- ・「事業所カルテ」を活用した宣言勧奨を確実に実施する。また、勧奨効果を高めるべく、文書のみならず電話又は訪問による直接的な勧奨も実施する。
- ・行政及び経済団体等との連名による文書勧奨を実施するほか、電話又は訪問による直接的な勧奨も実施する。
- ・各関係機関と連携した「健康経営推進セミナー」を開催する。

(3) 宣言事業所等における健康づくりに関する取組の質の向上

- ・「事業所カルテ」の分析及び課題の抽出を事業所フォローアップにおける基本とし、その結果の経年変化の確認や個別の取組状況、課題に関するアンケート調査等を通じて、宣言事業所における取組のPDCAサイクルを回すことを支援することによって、事業所ごとの健康課題を「見える化」し、当該課題の解消に向けた具体的な取組の提案を行う。
- ・また、事業所の健康づくりにおける取組をまとめた「好事例集」を引き続き作成し、宣言事業所に活用いただくほか、従業員の家族の健康づくりについても事業所に意識していただくため、具体的な対策を検討のうえ提案する等、事業所支援の拡充をする。

(4) 行政等との連携強化

- ・行政、経済団体、連携協定を締結している民間企業、マスメディア等が主催する「健康経営の推進」を目的としたセミナーに参画し、健康事業所宣言の普及促進に向けた支部の取組について理解と協力を求める。
- ・経済団体と連携し、経済団体の会員企業に対し、健康事業所宣言の普及促進を図る。
- ・自治体と連携し、健康経営の推進における地域ごとの課題を意識した普及促進を図る。

(5) ヘルスリテラシーの向上

- ・若年層をメインターゲットにヘルステラシーの向上を図るため、SNS や Twitter による情報提供を行うほか、健康づくりに関するセミナー等の実施を検討する。

(6) メンタルヘルス予防対策の推進

- ・職場におけるメンタルヘルス対策等をテーマとした健康づくり講演会を開催する。
- ・また、北海道産業保健総合支援センターや事業所等と連携したメンタルヘルス不調者予防対策の推進に努める。
- ・加えて、行政等が主催する健康づくり関係イベントに参画する。

【重要度：高】

超高齢化社会に突入し、従業員の平均年齢上昇による健康リスクの増大等の構造的課題に直面している中、「未来投資戦略 2018」や事業場における労働者の健康保持増進のための指針（T H P 指針）等において、コラボヘルスを推進する方針が示された。また、日本健康会議の宣言において、「保険者とともに健康経営に取り組む企業等を 10 万社以上とする」と目標が打ち出されるなど、国を挙げてコラボヘルスを推進していることから、重要度が高い。

- KPI：健康宣言事業所数を 2,650 事業所以上とする

v) 支部独自の保健事業（喫煙対策）の推進

≪北海道支部第2期データヘルス計画の上位・中位・下位目標≫

【上位目標】（10年以上経過後に達する目標）

・喫煙習慣が発症原因となり得る疾患（悪性新生物・循環器疾患等）の発症を予防するため、平成27年度実績で全国平均より8.02%ポイント高い北海道支部被保険者（35歳～74歳）の喫煙率について、令和9年度までに36.44%（※1）以下（全国平均との乖離幅を半減）とする
（令和元年度実績：39.59%（北海道）、31.97%（全国平均））

※1）36.44%は、平成27年度までの実績により計算した現時点の目標値であり、今後の喫煙率の推移等を踏まえた変更があり得る

【中位目標】（6年後に達する目標）

・上位目標を達成するため、北海道支部被保険者（35歳～74歳）の喫煙率について、令和5年度までに38.41%（※2）以下とする

※2）上位目標の達成に向けた中間目標数値（平成27年度までの実績により計算）であり、毎年度のPDCAにより数値の変動があり得る

【下位目標】（上位・中位目標を達成するための目標）

- ① 事業主が分煙・禁煙について理解を示し、社内の喫煙対策を実施することにより、喫煙者を減らす
- ② 加入者が分煙・禁煙について理解を示し、自ら禁煙する者を増やす
- ③ 加入者・事業主に分煙・禁煙の働きかけを行う健診実施機関を増やす
- ④ PDCAと更に有効な対策を立案するためにデータ分析を進める

（1）喫煙率の減少に向けた取組（ポピュレーションアプローチ関係）

- ・出前健康づくり講座や特定保健指導の場において、分煙及び禁煙の重要性について説明を行う。
- ・無料集団健診の実施会場内において、「女性のための禁煙ガイド」等、分煙及び禁煙の重要性に関するパンフレットを配付する。
- ・職場における分煙及び禁煙の推進策に関する「分煙・禁煙推進セミナー」を開催する。
- ・職員の事業所訪問時等において、「禁煙啓発ポスター」を配付し、喫煙室等への掲示を依頼する。

(2) 喫煙率の減少に向けた取組（ハイリスクアプローチ関係）

- ・ 喫煙習慣のある被保険者に対し、健診結果のほか、疾病発症リスクコアを活用したオーダーメイド型禁煙勧奨通知を送付する。
- ・ 健診実施機関と連携し、生活習慣病予防健診の間診時を活用した「医師による簡易禁煙指導」について、実施者数の拡大を図る。
- ・ 国立がん研究センターが実施する実証実験（事業主及び労務管理責任者を通じた職場の禁煙推進に関するモデル事業）を通じて得られた好事例を収集し、事業所支援等への活用に向けた検討を行う。

- KPI：被保険者の喫煙率について、37.07%以下とする

2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

(1) 支部広報計画に基づく広報活動の推進

- ・ 「支部広報計画」を策定し、地域の実情や時節柄等に応じた広報を行う。
- ・ 本部が作成する全支部共通のパンフレット及び YouTube 等の動画について最大限活用を図ることとする。
- ・ Web 広告や Twitter の利点を最大限活用していくほか、定量的な効果測定を実施のうえ、取組の改善を図る。

(2) 健康保険委員の委嘱拡大及び活動の活性化

- ・ 健康事業所宣言との同時実施に向けた勧奨のほか、新規適用事業所に対する勧奨について確実に実施する。
- ・ 健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報紙等を通じた情報提供を実施する。

- KPI：全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 44.5%以上とする

3. ジェネリック医薬品の使用促進〈Ⅱ、Ⅲ〉

(1) 課題分析の推進

- ・協会本部で作成した「ジェネリックカルテ」及び「データブック」によりに重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。

(2) 医療機関・薬局へのアプローチ

- ・ジェネリック医薬品の安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進していることやジェネリック医薬品の供給状況を確認しつつ、協会本部で作成した「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等を活用して、個別の医療機関・薬局に対する働きかけを強化する。

(3) 加入者へのアプローチ

- ・ジェネリック医薬品の安全性の確保に関する業界団体等の取組が着実に前進していることやジェネリック医薬品の供給状況を確認しつつ、加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シール、使用促進チラシ等の配布、また、イベント・セミナーの開催などにも着実に取り組む。

(4) 北海道や薬剤師会、他の保険者等と連携

- ・北海道薬剤師会と連携し、ジェネリック医薬品の調剤割合が北海道支部平均以上の薬局に対し、連名による認定証を送付する。
- ・札幌市と連携した事業（ポスターの共同作成等）を引き続き行うとともに、新たな取り組みについても検討する。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において定められた目標である、「2023 年度末までに後発医薬品の数量シェアを、すべての都道府県で 80%以上」の達成に寄与するものであることから、重要度が高い。

- KPI：ジェネリック医薬品使用割合(※)を年度末時点で対前年度以上とする。 ※ 医科、DPC、歯科、調剤

4. インセンティブ制度の着実な実施〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

- ・インセンティブ制度について、加入者及び事業主に「自分ごと」として考えていただき、評価指標である「健診受診・特定保健指導の実施」などの行動変容が、保険料率低下につながることへの訴求を高めるため、より、効果的な広報を検討し、実施する。
また、定期広報媒体のほか、SNS や各種セミナーの場を活用し、年間を通した広報を行う。

【重要度：高】

協会のインセンティブ制度は、事業主及び加入者の行動変容を促すことにより、加入者が自ら予防・健康づくりに取り組むことで健康度の向上を図り、将来の医療費適正化にも資することを目的としたものであり、政府の『日本再興戦略』改訂 2015 や『未来投資戦略 2017』において実施すべきとされたものであり、重要度が高い。

5. 地域の医療提供体制等への働きかけや医療保険制度に係る意見発信〈Ⅱ、Ⅲ〉

i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信

- ・現行の医療計画及び医療費適正化計画に基づく取組の進捗状況を把握しつつ、医療計画及び医療費適正化計画が着実に推進されるよう意見発信を行う。

ii) 医療提供体制に係る意見発信

- ・効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、協会における医療データの分析結果（医療費の地域差や患者の流出入状況等）や国・都道府県等から提供された医療データ等を活用するなど、エビデンスに基づく効果的な意見発信を行う。

iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信

- ・北海道医療審議会や地域医療構想調整会議等において、加入者の健康増進や医療保険制度の持続可能性の確保、地域包括ケアの構築等に関する意見発信を行う。

iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ

- ・地域医療を守る観点から、医療データの分析結果等を活用しつつ、不要不急の時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり

方」について、関係団体とも連携しつつ、加入者や事業主に対して、定期広報媒体や SNS を活用した効果的な働きかけを行う。

- ・花粉症治療薬の処方を受けていることが確認された加入者を対象に、「OTC 医薬品」の利用を促す文書（OTC 医薬品のメリット等を掲載した文書）を送付することにより、セルフメディケーションの周知広報及び行動変容を促す。
- ・令和 3 年度に実施した「夜間・早朝加算等に関する軽減額通知送付事業」について、レセプト情報を活用した定量的な効果測定を実施する。

【重要度：高】

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、効率的な医療提供体制の構築や一人当たり医療費の地域差半減に向けて、地域医療構想の PDCA サイクルの強化や医療費適正化計画のあり方の見直しを行う等の方針が示されており、国の施策に寄与する重要な事業であることから、重要度が高い。

- KPI：効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想「調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する

6. 調査研究の推進〈Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ〉

i) 支部による医療費等の分析

- ・北海道が進める「全世代型予防・健康づくり推進事業」（北海道内の国民健康保険、後期高齢者医療、協会けんぽが保有するレセプトデータ、健診データ及び介護レセプトデータを総合的に活用した予防・健康づくり事業）に参画し、医療費や健康度の地域差の要因等の着実な分析のほか、地域差の解消等に向けた新規事業の実施につなげる観点から意見発信を行う。

ii) 外部有識者を活用した調査研究の実施

- ・「北海道医療大学との共同研究（歯周病と生活習慣病等の関連性に関する研究）」を継続実施。また、令和 2 年度に研究成果を基に実施した「歯科受診個別勧奨通知」の効果測定結果を踏まえ、歯科受療行動と健診結果等の関連性について、よりエビデンスを深め、得られた成果に基づいた事業展開を実施する。

iii) 調査研究や分析成果を活用した取組の推進及び発信

- ・調査研究フォーラムでの発表及び調査研究報告書への寄稿を通じて、支部で取組む調査研究について、内外に広く情報発信する。
- ・統計分析研修等の受講を通じて、支部の調査研究の底上げを図る。

Ⅲ. 組織・運営体制関係

Ⅲ. 組織・運営体制関係

I) 人事・組織に関する取組

1. 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置

(1) 評価者研修等を通じた管理職のマネジメント能力強化

- ・管理職を対象とした階層別研修等を通じて、管理職のマネジメント能力の向上を図る。特に、管理職への入り口であるグループ長補佐については、定例会議や人事評価面談等をはじめとした様々な機会を捉えて、マネジメント能力の向上に重点的に取り組む。

(2) 適切な人員配置

- ・業務の生産性の向上等により生み出したマンパワーについて、支部の課題や運営方針等を踏まえた適切な部署に配置するとともに、次期業務システムの導入による事務処理の効率化等を踏まえた人員配置のあり方について検討する。

2. 人事評価制度の適正な運用

- ・評価者研修のほか、人事評価面談等を通じて、個人目標の設定や評価結果のフィードバックによる人材育成の重要性など、人事評価制度の適正な運用に向けた基本となる事項について、評価者への徹底を図る。

3. OJT を中心とした人材育成

- ・OJT を中心としつつ、職員の営業力、マネジメント力の向上につながる支部独自研修を効果的に組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。また、本部が主催する統計分析に関する基礎的な知識の習得や PC スキルの向上を目的とした研修について、受講後、支部内にフィードバックする。
- ・戦略的保険者機能の更なる発揮に向けた人材育成を図るため、引き続き支部独自研修の内容を充実させる。

II) 内部統制に関する取組

1. リスク管理

(1) リスク意識や危機管理能力の向上

- ・職員のリスク意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、個人情報取り扱いやリスクマネジメント等の研修を行うとともに、各種リスクに対する予防的措置を講じる。

(2) 業務実施状況等に係る自主点検の確実な実施

・管理者による自主点検を年度内に2回実施し、事故防止等の徹底を図る。また、自主点検を行う項目については、過去の自主点検結果等を踏まえ、定期的な見直しを行う。

(3) 大規模自然災害等に備えた定期的な訓練の実施

・大規模自然災害発生直後においても、初動対応（職員等の安否状況の把握と、事業継続に向けた要員確保等）に万全を期すべく、安否状況の報告訓練を定期的に実施する。

2. コンプライアンスの徹底

・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、全職員を対象とした研修のほか、定期的に開催する「コンプライアンス委員会」等を通じてその徹底を図る。

・ハラスメントに関する相談等について、職員が安心して相談できるよう、相談窓口を設置し、その周知・浸透を図り、より働きやすい職場環境づくりに取り組む。

Ⅲ) その他の取組

1. 費用対効果を踏まえたコスト削減等

・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。

・入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、複数者からの見積書の徴取、仕様書の見直し等の取組を行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。

・一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。

・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。

- KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。

IV. 令和4年度 北海道支部重要業績指標（KPI）一覽表

I. 基盤的保険者機能関係

重点事項	令和4年度 KPI	(参考：令和3年度 KPI)	令和2年度実績
サービス水準の向上	<ul style="list-style-type: none"> ① サービススタンダード達成状況を <u>100%</u>とする ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を <u>95.5%</u>以上とする 	<ul style="list-style-type: none"> ① 100% ② 95.0%以上 	<ul style="list-style-type: none"> ① 100% (令和2年度) ② 91.7% (令和2年度)
効果的なレセプト内容点検の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について <u>対前年度以上</u>とする ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を <u>対前年度以上</u>とする。 	・左記と同じ	<ul style="list-style-type: none"> ① 0.422% (令和2年度) ② 5,354円 (令和2年度)
柔道整復施術療養費等における文書照会の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について <u>対前年度以下</u>とする 	・左記と同じ	・0.76% (令和2年度)
返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進	<ul style="list-style-type: none"> ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を <u>対前年度以上</u>とする ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を <u>対前年度以上</u>とする 	<ul style="list-style-type: none"> ① 左記と同じ ② 左記と同じ 	<ul style="list-style-type: none"> ① 95.17% (令和2年度) ② 65.24% (令和2年度)
被扶養者資格の再確認の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を <u>93.4%</u>以上とする 	・92.7%以上	・91.5% (令和2年度)

II. 戦略的保険者機能関係

重点事項	令和4年度 KPI	(参考：令和3年度 KPI)	令和2年度実績
特定健診受診率・事業者健診データ取得率等の向上	a) 生活習慣病予防健診： <u>53.3%</u> 以上 b) 事業者健診データ： <u>11.9%</u> 以上 c) 被扶養者の特定健診： <u>34.4%</u> 以上	a)：52.4%以上 b)：10.1%以上 c)：28.4%以上	a)：48.0% b)：9.1% c)：14.9%
特定保健指導の実施率及び質の向上	a) 被保険者： <u>26.0%</u> (対象者数： <u>98,236人</u> 、実施見込者数： <u>25,493人</u>) b) 被扶養者： <u>27.7%</u> (対象者数： <u>7,248人</u> 、実施見込者数： <u>2,010人</u>)	a)：19.0%以上 b)：27.7%以上	a)：9.3% b)：18.3%
重症化予防対策の推進	・ 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を <u>12.4%</u> 以上とする	・11.8%以上	・9.4%
コラボヘルスの推進	・ 健康事業所宣言の宣言事業所を <u>2,650社</u> 以上とする	・2,400社以上	・2,104社（令和2年度）
広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	・ 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を <u>44.5%</u> 以上とする	・43.5%以上	・39.55%（令和2年度）
ジェネリック医薬品の使用促進	・ ジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で <u>対前年度以上</u> とする	・左記と同じ	・82.2%（令和3年3月分）
地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度に係る意見発信	・ 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する	・左記と同じ	・0件
北海道支部独自の保健事業	・ 北海道支部被保険者でかつ健診受診者の喫煙率を <u>37.07%</u> 以下とする	・38.28%以下	・39.74%（令和元年度）

Ⅲ. 組織・運営体制関係

重点事項	令和 4 年度 KPI	(参考 : 令和 3 年度 KPI)	令和 2 年度実績
費用対効果を踏まえたコスト削減等	・ 一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、 <u>20%</u> 以下とする。	・20.0%以下	・15.0% (令和 2 年度)